

## 土屋ケアカレッジ 行動援護従業者養成研修 学則

### (事業所の名称・所在地)

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

株式会社 土屋

岡山県井原市井原町 192 番地 2 久安セントラルビル 2 階

### (目的)

第2条 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者につき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危機を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を取得することを目的として行うものとする。

### (実施課程および形式)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

行動援護従業者養成研修

### (研修事業の名称)

第4条 研修名称は、次の通りとする。

土屋ケアカレッジ行動援護従業者養成研修

### (受講対象者)

第5条 受講対象者は次のものとする

関西圏または関西近郊在住、在勤で通学可能なもの

### (研修参加費用)

第6条 研修参加費用は次のとおりとする

- 1 受講料 44,000 円（税込み、テキスト代含む）
- 2 納付方法 一括納入
- 3 納付期限 受講開始日まで

### (使用教材)

第7条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

「行動障害のある人の「暮らし」を支える」（中央法規出版社発行）

### (研修カリキュラム)

第8条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙1「研修カリキュラム表」のとおりとする。※基本受講者3名以上で開講とする

### (研修の実施期間)

第9条 研修の実施期間は、別紙「日程表」のとおりとする。

### (研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義および演習会場は、次のとおりとする。

講義・演習：土屋ケアカレッジ 尼崎教室（第2会場）

### (担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙2「講師一覧表」のとおりとする。

### (募集手続)

第12条 募集手続は次のとおりとする。

1 専用申込窓口の college@care-tsuchiya.com または電話（050-3138-2024）、WEBにて申込む。必要事項内容は college@care-tsuchiya.com に送信する。定員に達した時点で申込受付は終了する。定員は 12 名とする。

2 受講の決定は審査の上、受講決定をメールまたは電話にて受講生に通知する。

3 受講が決定した受講生は、期日までに受講料を納入する。

(科目の免除)

第 13 条 科目の免除は行わない。

(修了の認定)

第 14 条 修了の認定は、定められた期間内に、第 8 条に定めるカリキュラムを全て履修した者を、修了者として認証する。修了年限は、2 ヶ月以内とする。

(研修欠席者の扱い)

第 15 条 理由の如何にかかわらず、研修開始から 10 分以上遅刻した場合は欠席とする。

(補講の取り扱い)

第 16 条 基本補講は認めない。

※修了評価で知識等の習得が十分でないと評価された者や、研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他の日程に行われる当法人の研修に参加し補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。

※補講にかかる受講料については無料とする。

※第 13 条の期限内に他の日程で当法人の研修が必ず行われる保証はないものとする。

※第 13 条の期限内に修了できず、再度別のコースを受講し直す際は補講とせず、新規受講の取扱いとする。

(受講の取り消し)

第 17 条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

1 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。

2 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。

3 反社会的勢力またはその関係者と認められる者。

(修了証明書の交付)

第 18 条 修了を認定されたものには、当法人において修了証明書および修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了者管理の方法)

第 19 条 修了者管理については、次により行う。

1 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、兵庫県が指定した様式に基づき知事に報告する。

2 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

修了証の再発行手数料は 2,000 円 + 発送費用とする。

(研修事業執行担当部署)

第 20 条 本研修事業は、株式会社土屋研修事業部にて執行する。

(その他留意事項)

第 21 条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

1 研修の受講に際して、研修開始日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出などにより行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。

①運転免許証の提示②健康保険証の提示③パスポートの提示④在留カードなどの提示  
⑤住民基本台帳カードの提示

- 2 研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：株式会社土屋 土屋ケアカレッジ運営事務局 苦情担当窓口

電話 050-3138-2024

- 3 事業実施により知りえた受講者などの個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。

- 4 講師または受講生について、他法人が経営する事業所、施設への勧誘行為等を禁止する。

(施行細則)

第 22 条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

(

## カリキュラム表

課程： 行動援護従業者養成研修  
課程

研修名称： 土屋ケアカレッジ  
行動援護従業者養成研修 課程

科目番号	科目名	時間	時間数	区分
	オリエンテーション	9:00～9:10		
一日目	1 強度行動障害がある者の基本的理解	9:10～10:40	1.5	講義
	2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	10:50～12:20	1.5	
		13:10～15:10	2	
		15:20～16:50	1.5	
	3 強度行動障害のある者へのチーム支援に関する講義Ⅰ	17:00～18:30	1.5	
	計	8		
二日目	4 基礎的な情報収集と記録等の共有に関する演習	9:00～10:00	1	講義
	5 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	10:00～11:00	1	
		11:10～13:10	2	
	6 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	14:00～15:30	1.5	
	7 強度行動障害のある者へのチーム支援に関する講義Ⅱ	15:40～17:10	1.5	
	8 危機対応と虐待防止に関する演習	17:20～18:20	1	
	計	8		
三日目	9 強度行動障害と生活の組立てに関する講義	9:00～9:30	0.5	講義
	10 障害特性の理解とアセスメントに関する演習	9:30～10:30	1	
		10:40～12:40	2	
	11 環境調整による強度行動障害の支援に関する演習	13:30～14:30	1	
		14:40～16:40	2	
	12 記録に基づく支援の評価に関する演習	16:50～18:20	1.5	
	修了式	18:20～18:30		
	計	8		
	合計時間数（オリエンテーションを除く）	24		

(別紙2)

講 師 一 覧 表

No.1

講 師 氏 名	現職、保有資格		担当科目名
角南 成禅 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋	・強度行動障害がある者の基本的理解
	資格	介護福祉士	・強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識
中原 しのぶ (専任・兼任)	現職	株式会社土屋	・強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義
	資格	介護福祉士	・強度行動障害と生活の組立てに関する講義
香山 里美 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋	・強度行動障害と生活の組立てに関する講義
	資格	看護師	・基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習
(専任・兼任)	現職		・行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習
	資格		・行動障害の背景にある特性の理解に関する演習
(専任・兼任)	現職		・障害特性の理解とアセスメントに関する演習
	資格		・環境調整による強度行動障害の支援に関する演習
(専任・兼任)	現職		・記録に基づく支援の評価に関する演習
	資格		・危機対応と虐待防止に関する演習
(専任・兼任)	現職		
	資格		
(専任・兼任)	現職		
	資格		

(別紙3)

R8年度 行動援護従業者養成研修 日程表

土屋ケアカレッジ尼崎第2会場

	1日目	2日目	3日目
第1回	5/14 (木)	5/21 (木)	5/28 (木)
第2回	9/10 (木)	9/17 (木)	9/24 (木)
第3回	2/11 (木)	2/18 (木)	2/25 (木)

定員12名